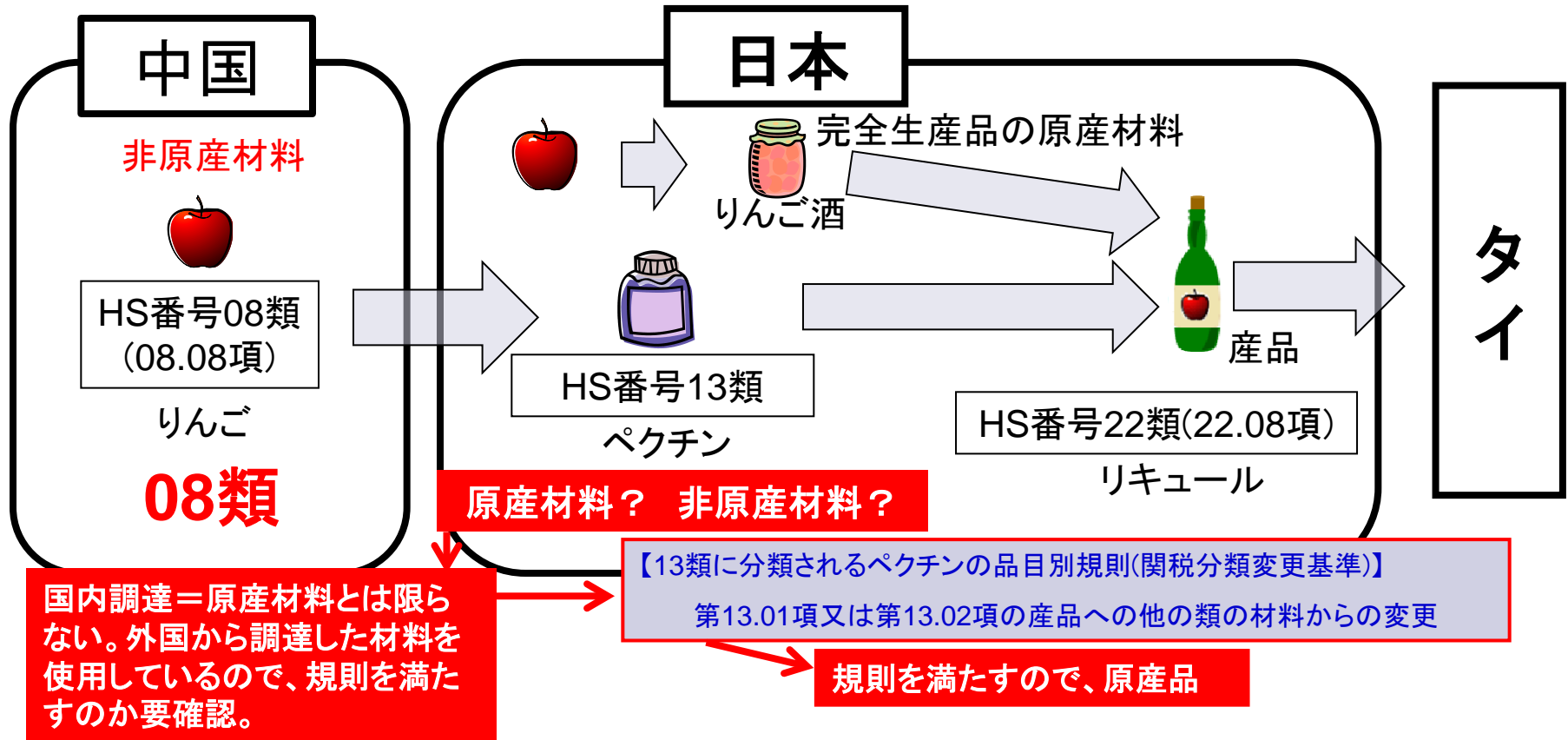


### ③原産材料のみから生産される産品

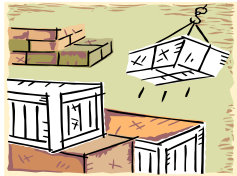
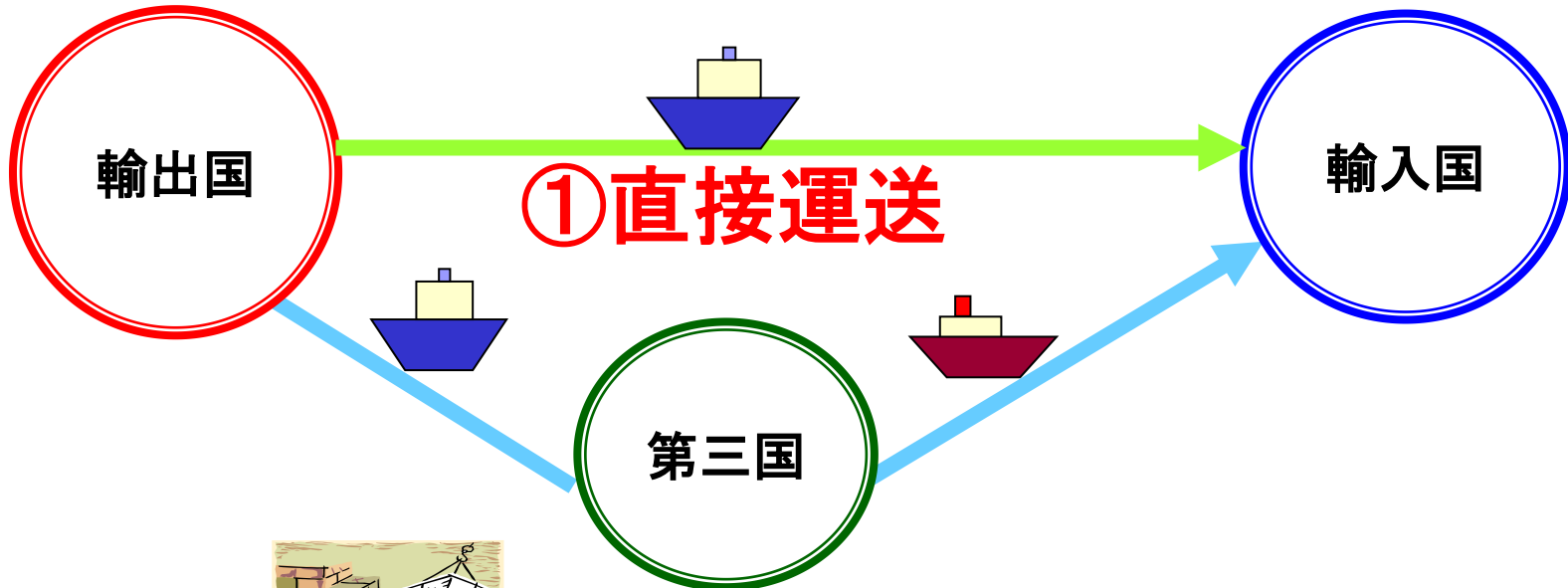
= 原産材料のみから生産されているが、  
製造工程を遡ると必ず非原産材料が現れる産品

(日タイEPAの例、リキュールのケース6)



## 2. 積送基準

輸入国到着時に原産品そのままか判断



②第三国を経由する場合には、  
積卸し、産品を良好な状態に保存するために  
必要なその他の作業のみ  
であること

### 3. 手続的規定

輸入地の税関に対して、  
**原産地証明書等**  
**運送要件証明書**  
を提出するなど、  
必要な手続きを行うこと

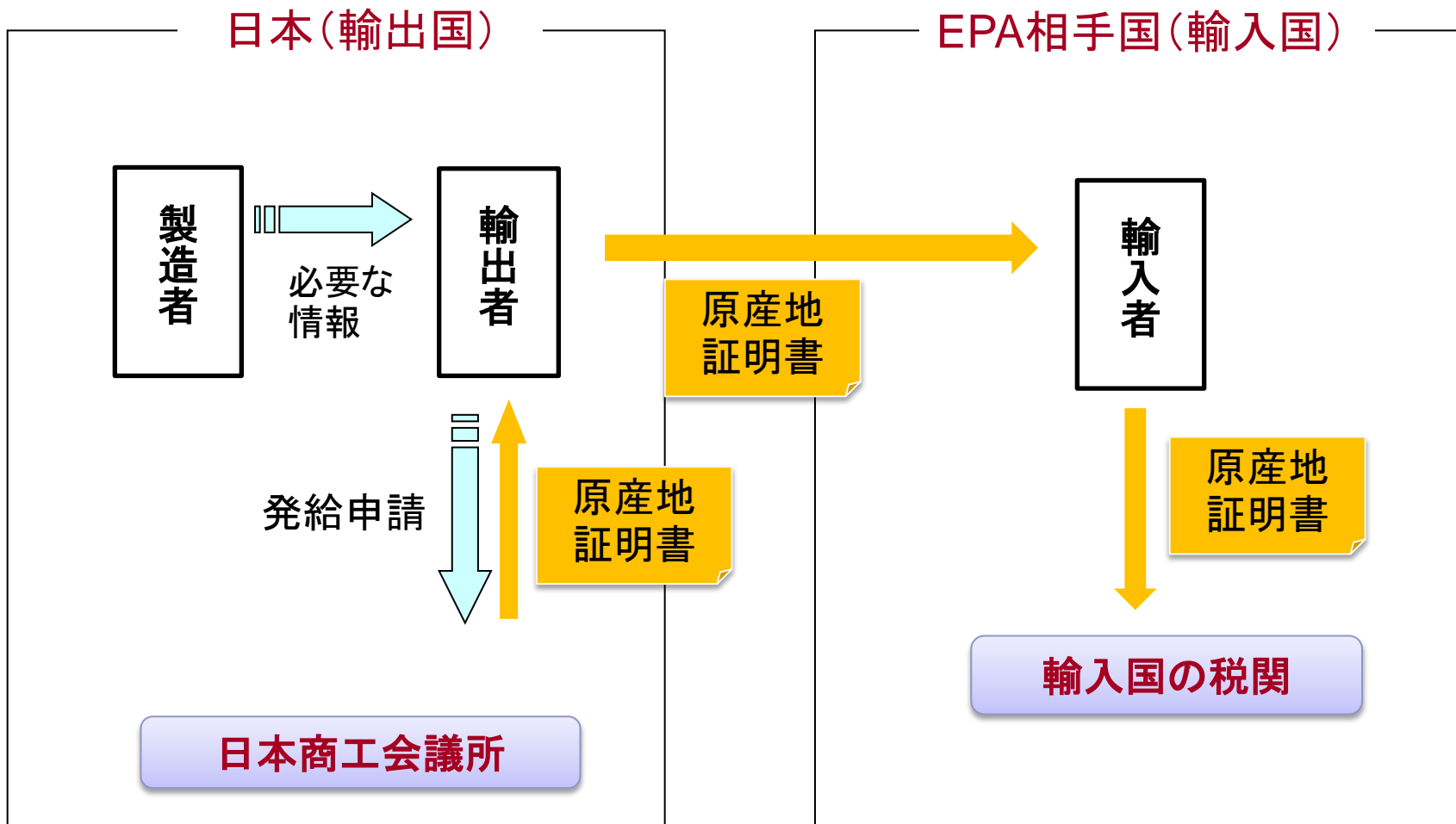
# 原産地証明書等

- ① 第三者証明制度に基づく原産地証明書
  - 商工会議所等の公的機関が証明する原産地証明書  
(全協定で使用可能)
- ② 認定輸出者による原産地申告
  - 輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能  
(日スイス協定、日ペルー協定、改正日メキシコ協定で使用可能)
- ③ 自己申告制度に基づく\*原産品申告書等
  - 輸入者等が自ら作成した輸入貨物が原産品である旨の申告書等  
(日豪協定で使用可能)

\*原産品申告書等:原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類

税関では①～③どの書類であっても同様に扱われる。

# ① 第三者証明制度に基づく原産地証明書



オーストラリアとのEPAでは、紙発給によるものに加えて、電子発給の原産地証明書がある。

## ② 認定輸出者による原産地申告

原産地申告とは輸出国において認定輸出者(\*)と認められた輸出者が原産品である旨の申告文を仕入書、納品書その他の商業文書上に記載することで原産地を証明する制度

各協定の申告文(原則、協定毎に規定された文章のとおりでなければ無効)

### スイス協定

「"The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (産品の原産地(Switzerland)) preferential origin.“」

### メキシコ協定

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Japan-Mexico EPA/Mexico-Japan EPA.”

### ペルー協定

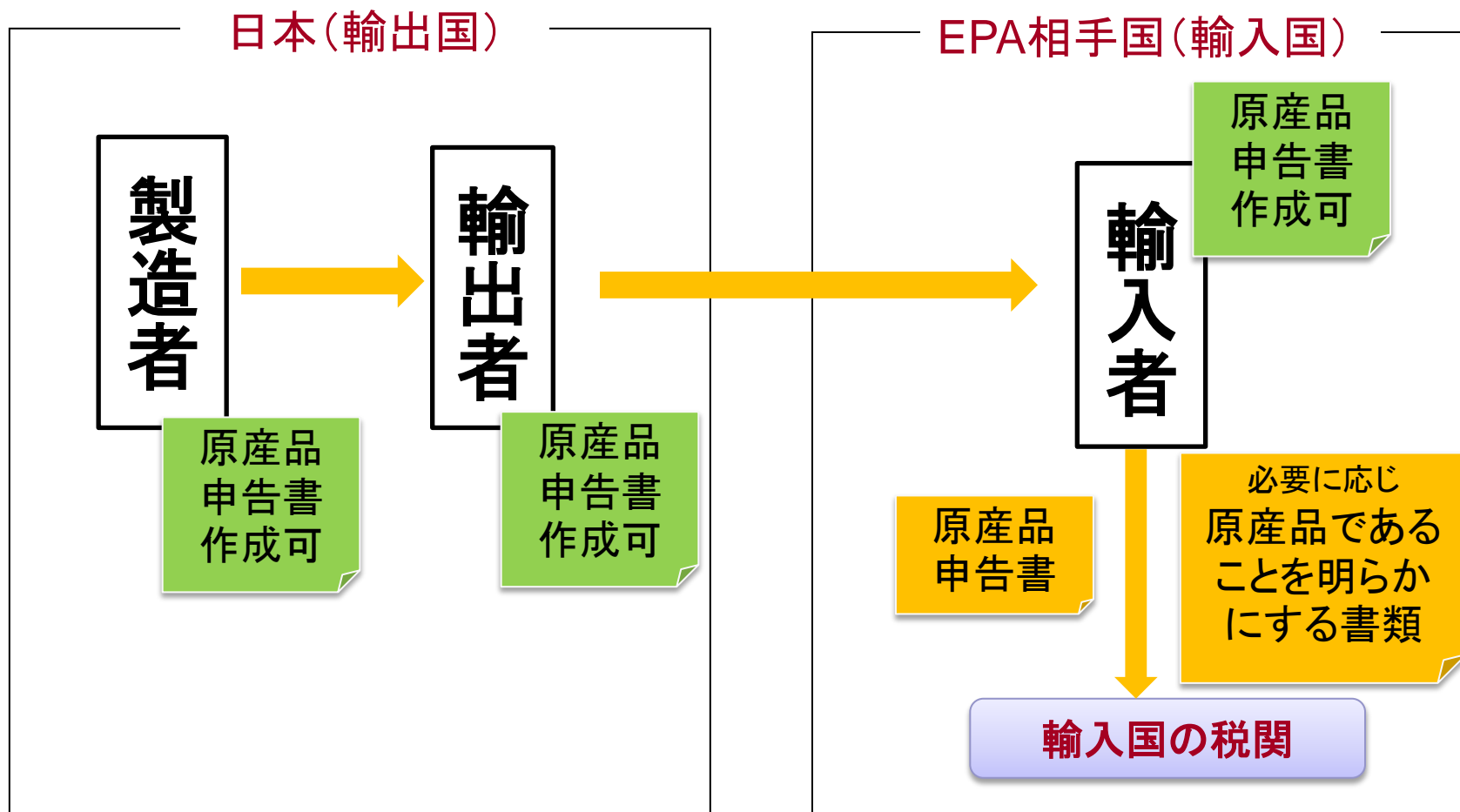
「“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (産品の原産地) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA.

(場所及び日付\*\*)”」

(\*\*)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

(\*) 日本では経済産業省で認定

### ③ 自己申告制度に基づく原産品申告書等



原産品であることの確認

- ・ 輸入通関時の一定の資料の提出
- ・ 事後的な確認手続

## 「原産品であること」の事後確認

- (イ) 輸入者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請/質問検査。
  - (ロ) 輸出締約国の発給機関又は税関当局に対し、原産性の事後確認のための情報を要請。
  - (ハ) 輸出者や生産者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請。
  - (ニ) 輸出者や生産者の施設に原産性の事後確認のための訪問を実施。
- (注) 上記(イ)～(ニ)までの事後確認手続に優先順位はない。
- ◆ 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はEPA税率の適用を否認。

